

三重県総合評価方式の運用ガイドライン（平成30年度版）の改正概要

1 主な内容

- (1) 建設工事におけるタイプ別適用範囲の見直し
発注方法の取り扱いに準じて、建設工事におけるタイプ別適用範囲を見直します。また、法面処理工事は、現行の適用を法面処理工事1とし、予定価格3千万円以上12億円未満で簡易型BとCの両方が適用できる法面処理工事2として設定します。
- (2) 法面処理工事における本店等所在地の配点の見直し
法面処理工事の競争性を確保するため、本店等所在地の配点を20点から10点に見直します。
- (3) 建築設備工事の管工事における災害協定の評価の見直し
災害協定の締結を促進するため、建築設備工事の管工事における災害協定は、災害協定の有無による評価から災害協定の締結数による評価に見直します。
- (4) 建設工事における加算点の端数処理の見直し
建設工事における換算前の加算点の1点差を換算点の差として反映させるため、加算点は小数第2位以下を切り捨て、小数第1位までの表示から、小数第3位以下を切り捨て、小数第2位までの表示に見直します。
- (5) 建設工事、測量・設計における各評価項目の評価基準等の追記
建設工事、測量・設計における標準案に記載のある評価項目で、評価基準、評価方法に記載のない項目を追記します。

2 適用日

平成30年6月1日以降の公告及び指名通知にかかる案件から適用します。